

介護予防教室

月	日	曜日	時間	場所	地区	内容
10月	1	木	9:00~10:30	川島公民館敷地分館	川島	楽しい脳体操
	5	月	9:00~10:30	こだま会館	川島	楽しい脳体操
			13:00~14:30	瀬詰老人会館	山川	楽しい脳体操
	6	火	9:00~10:30	川島公民館神後分館	川島	介護予防体操
	7	水	9:00~10:30	中部農業構造改善センター	山川	介護予防体操
			13:30~15:00	上浦公民館	鴨島	楽しい脳体操
	8	木	9:00~11:00	西麻植公民館	鴨島	楽しい脳体操
			13:00~14:30	川島公民館城山分館	川島	介護予防体操
	9	金	9:00~10:30	川島公民館本町分館	川島	楽しい脳体操
			13:00~14:30	牛島公民館	鴨島	栄養のお話
12	月	9:00~10:30	森藤集会所	鴨島	介護予防体操	
		13:00~14:30	立石公会堂	川島	口腔(こうくう)ケア	
13	火	9:00~10:30	川島公民館学西分館	川島	介護予防体操	
		13:00~14:30	牛島集会所	鴨島	介護予防体操	
14	水	13:30~15:00	中枝老人憩の家	美郷	楽しい脳体操	
15	木	9:00~10:30	東児島公民館(とんがりぼうし)	川島	楽しい脳体操	
		9:10~10:40	中古井広域集落センター	美郷	楽しい脳体操	
20	火	9:00~10:30	三山老人憩の家	美郷	介護予防体操	
		13:00~14:30	湯立会館	山川	楽しい脳体操	
23	金	9:00~10:30	大東・江川公会堂	鴨島		
		13:00~14:30	上谷集落センター	美郷	介護予防体操	
26	月	13:00~14:30	敷地老人憩の家	鴨島	介護予防体操	
28	水	13:00~14:30	知恵島公民館	鴨島	口腔ケア	
29	木	9:30~11:30	西麻植市郷会館	鴨島	栄養のお話	

※健康手帳を持参してください。

※資料がある場合があります。眼鏡が必要な方は持参してください。

※健康相談の受付時間は、基本的に開始時刻から30分間です。

※講座内容は変更する場合があります。

リハビリ教室

月	日	曜日	時間	場所	地区	内容
10月	14	水	9:00~11:00	八坂会館	山川	● 血圧測定
	15	木	13:30~15:30	川島公民館岡山分館	川島	● 体力測定(握力・2ステップ)
	22	木	9:00~11:00	牛島公民館	鴨島	● 理学療法士による個別運動指導 ● 集団体操

● 問い合わせ 長寿いきがい課 ☎22-2264 FAX22-2260

認知症サポーター養成講座を開催します!!

～みなさんも「認知症サポーター」になりませんか～

● 認知症サポーターとは

認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職場で認知症の人や家族を温かく見守り支える「応援者」です。受講修了後は、認知症サポーターの印として「オレンジリング」をお渡します。



吉野川市の認知症サポーター養成講座を受講された方は延べ4,666人います!!

と き	10月9日(金) 午後1時30分～3時(午後1時から受け付け)
と ころ	山川地域総合センター1階 ホール
内 容	1) 認知症とは 2) 認知症の症状 3) 認知症の予防 4) 認知症の方への接し方 5) 認知症サポーターとは ※受講された方にテキストおよびオレンジリングを無料でお渡します。
講 師	キャラバン・メイト(徳島県キャラバン・メイト養成研修受講者)
申し込み	地域包括支援センター(☎22-2744)へ10月2日(金)までに申し込みください。 ※新型コロナウイルス感染症予防のため、定員に限りがありますので希望の方は早めに申し込みください。

※新型コロナウイルスの今後の動向により、場合によっては中止することがあります。台風などで警報が発表されている時には中止いたします。ご了承ください。

※感染予防のため、出席される時は各自で検温を済ませ、マスクの着用をお願いします。

また、会議前に手指の消毒液を準備していますので、必ず消毒を行ったあと入室してください。

● 問い合わせ 吉野川市地域包括支援センター ☎22-2744 FAX22-2746

人権とびっくす

性の多様性とパートナーシップ制度

近年、性のあり方は多様であるということが認識されてきました。2016年にLGBT総合研究所が約9万人を対象に実施した調査で8%、つまり13人に1人の割合で、性的少数者の人がいるというデータがあります。そうした性的少数者の人たちは、現在の制度や社会意識の中では、学校・職場・地域社会・家庭において、ありのままの姿ではまたまた生きづらいつつ状況にあります。

例えば、結婚について憲法第24条では「婚姻は両性の合意のみによって成立する」という趣旨で、現行の憲法の下では、結婚の条件として戸籍上の「男性と女性」ということが前提となっています。そのため、さまざまな事情によって婚姻の届け出を出さない、あるいはできない性的少数者の人たちは、生活上の上で信頼できるパートナーであっても「家族」とは認められない、一緒に公営住宅に同居できない、病院での病状説明など聞くことができないなど、さまざまな場面に制限があります。

そうした中、2020年5月現在、全国で51の自治体で、性的少数者を含むカップルを結婚に相当する含むカップルを認し、自治体独自の証明書を発行する「パートナーシップ制度」が施行されています。

徳島県内では徳島市が本年4月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。この制度は法的な効力はないものの、性的少数者を含むカップルがお互いを人生のパートナーとし、相互の協力によって継続的な共同生活を行うことを宣言し、市がこれを公的に証明するものです。宣誓第一号となった男性カップルは「これでやっと家族になれるんだという気がします。今後はこのようないき取り組みがもっと広がります」と話されています。

人権課

問い合わせ ☎2212229
FAX 2212260